

非営利法人制度の創設に関する試案 (その4)

第一 基本方針

一 新たな非営利法人制度の創設

法人格の取得と公益性の判断が一体となった現行の公益法人制度(社団法人及び財団法人)を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立(法人格を取得)することができる新たな非営利法人制度を創設する。

1 新たな非営利法人制度を創設する意義、理念

営利(剰余金の分配)を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を与えることによって、人々の自由活発な活動を促進するとともに、設立者が一定の目的の下に提供した財産に法人格取得の機会を広げることによって、設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進する。

2 新たな非営利法人における公益性を取り扱う仕組み(公益性・判断要件のあり方、ガバナンス・情報開示のあり方、事後チェック・判断主体のあり方)については、公益法人制度改革に関する有識者会議で検討されている。

二 民法第1編第2章の改正

一の方針に従い、民法第1編第2章のうち、公益法人に関する規定を全部改正するものとする。

1 新たな非営利法人制度の立法形式については、新たな非営利法人の組織及び運営に関する規律として相当数の条文を置く必要があるため、新たに単行法を制定する方向で検討する。

なお、営利法人についても、商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定を一つの法典(会社法(仮称))にまとめ、商法典から切り離す方針が示されており(会社法制の現代化に関する要綱試案・第1部1(3))、また、民法第35条(営利法人)を削除する方向が示されている(民法の現代語化案・総則編)。

2 民法第33条(法人の設立)、第36条(外国法人)、第49条(外国法人の登記)は、公益法人に関する規定ではないため、改正の対象としない。

3 民法第43条(法人の能力)は、法人一般に関する規定と考えられるため、改正の対象としない。このほか、法人一般に関する規定として、民法典に置くべき規律があるか。

4 後記第二、一、2のとおり、新たな非営利法人制度に中間法人法上の中間法人制度が統合される場合には、同法についても廃止又は全部改正する方向で検討する。

第二 総則的事項

一 定義

非営利法人に関する定義規定を設けるものとする。

1 社団形態の非営利法人は、「営利を目的としない社団」と定義するものとする。なお、「営利」とは、「剰余金を社員に分配すること」をいう。

2 中間法人法による中間法人（「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」（同法第2条第1号））は、公益性の有無に関わらない非営利法人であって、前記1の定義に含まれることになるため、社団形態の非営利法人に統合する方向で検討する。

3 財団形態の非営利法人の定義については、後記第四における財団形態の法人の制度設計を踏まえた上で、検討する。

二 法人格

非営利法人（以下、「第二 総則的事項」において、「法人」という）は、法人とするものとする。

三 住所

法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

四 法人の能力

法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的(事業)の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとする。

- 1 社団形態の法人が行い得る事業については、格別の制限をしないものとする。
- 2 財団形態の法人の目的及び事業に一定の制限を設けることの要否については、なお検討する(後記第四、一、2、 1[本資料24頁]参照)。

五 法人の成立

法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする。

法人の設立について、準則主義を採用するものとする。

六 登記

法人の登記において登記すべき事項、変更の登記等所要の規定を整備するものとする。

七 名称

法人の名称の使用、効力等について、所要の規定を整備するものとする。

- 1 法人は、その種類(社団又は財団)に従い、「社団法人」又は「財団法人」という文字を使用しなければならないとする方向で検討することとしてはどうか。
- 2 法人でない者は、その名称中に、法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとする。

八 会計帳簿等

法人の作成すべき会計帳簿等について、関係書類の電子化を含め、所要の規定を整備するものとする。

九 設立無効の訴え及び設立取消しの訴え

設立の無効又は取消しの訴えについて、所要の規定を整備するものとする。

一〇 解散命令等

法人の解散命令、休眠法人の整理について、所要の規定を整備するものとする。

法人の解散命令について商法第58条の規定を、休眠法人の整理について同法第406条ノ3の規定をそれぞれ準用し、又は、これらに相当する規定を設けるものとする。

第三 社団形態の法人

(注) 営利社団法人制度との区別を明確化するため、社団形態の法人における社員の権利義務の内容については、出資義務を負わない、利益分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないことを基本的要素とするものとする。

一 設立

1 定款の作成

社団形態の法人(以下、「第三 社団形態の法人」において、「法人」という。)を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、これに後記2の所定の事項を記載して署名しなければならないものとする。

設立当初の社員は、2人以上でなければならないものとする。

2 定款記載事項

目的(事業)、名称、設立当初の社員の氏名又は名称及び住所、主たる事務所の所在地、社員たる資格の得喪に関する規定、事業年度、公告の方法を定款の必要的記載事項とするものとする。

る。

- 1 は、法人の設立に際して定款に署名すべき者を特定する趣旨である。
- 2 拠出金（後記五[本資料17頁]参照）の拠出を求めるときは、次の から までの事項を定款記載事項とするものとする。
 - 拠出金の拠出を求める旨
 - 拠出金の拠出者の権利に関する規定
 - 拠出金の返還の手続
- 3 以上のほか、定款記載事項の詳細については、なお検討する。

3 定款の認証

定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとする。

4 理事の選任

定款において理事を定めなかったときは、法人の成立前に、社員総会において理事を選任しなければならないものとする。

本文の社員総会の招集手続等について、所要の規定を整備するものとする。

5 設立時に一定の財産を保有することの要否

設立時に一定の財産を保有することは要しないものとする。

6 設立の登記

目的（事業）、名称、主たる事務所及び従たる事務所、定款において解散事由を定めたときは、当該事由、公告の方法、理事の氏名及び住所、理事であって法人を代表しない者があるときは、当該法人を代表すべき理事の氏名、監事を置いたときは、監事の氏名及び住所を登記事項とするものとする。

1 定款に拠出金の拠出を求める旨を定めたときは、次の から までの事項を登記事項とするものとする。

払込がされた拠出金 (後記五、5、 4の積立金[本資料 20頁参照]を含む。)の総額

拠出金の拠出者の権利に関する規定 (前記 2、 2、 と同じ)

拠出金の返還の手続 (前記 2、 2、 と同じ)

2 以上のほか、登記事項の詳細については、なお検討する。

二 社員

1 社員たる資格の得喪

社員たる資格の得喪については、定款の定めるところによるものとする。

社員の資格について、法律上の制限は設けないものとする。

2 社員の経費支払義務

社員は、定款の定めるところにより、法人に対し、経費を支払う義務を負うものとする。

1 社員の責任は、この経費支払義務の負担に限られるものとし、このほかに、社員は、法人の債権者に対して責任を負わないものとする (有限責任)。なお、「経費」とは、法人の事業活動において経常的に生じる費用をいうものとする (中間法人法第 23条参照)。

2 1のタイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型は設けないものとする方向で検討する。ただし、その検討にあたっては、現行の中間法人法に基づく無限責任中間法人制度の利用状況、ニーズの有無を踏まえることとする。

3 退社及び除名

(1) 任意退社

社員は、いつでも退社することができるものとする。ただし、定款において、その定める期間前に法人に対して退社の予告をすることを

要する旨を定めることを妨げないものとする。

- 1 ただし書の予告期間は、1年を超えてはならないものとする。
- 2 ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができるものとする。

(2) 法定退社

(1)の場合のほか、社員は、定款に定めた事由の発生、総社員の同意、死亡又は解散、除名によって退社するものとする。

(3) 除名

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができるものとする。

- 1 除名の決議をする場合、法人は、当該社員総会の日から1週間前までにその社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならないものとする。
- 2 除名の決議は、後記六、2(本資料20頁参照)に定めるところにより行わなければならないものとする。
- 3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもってその社員に対抗することができないものとする。

4 社員名簿

法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した書面(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならないものとする。

社員名簿の効力(社員に対する通知、催告に関する特則)について、所要の規定を整備するものとする。

三 管理

1 社員総会

(1) 社員総会の権限

社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができるものとする。

定款で、社員総会の権限を制限し、理事の各自業務執行・代表権(後記 2、(5)、(6))を喪失させることにより、いわゆる理事会設置タイプと同様の規律を設けることができるものとする。

(2) 招集

社員総会は、原則として、理事が招集するものとする。

少数社員による招集請求

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員による招集の請求を認めるものとし、その行使要件等について、検討する。

理事は、毎年1回、一定の時期に定時社員総会を招集しなければならないものとする。

(3) 議決権

社員は、各1個の議決権を有するものとする。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げないものとする。

定款の定めにより、社員の議決権を奪うことはできないものとするが、定款による別段の定め範囲について、法律上の制限は設けないものとする。

(4) 決議方法

社員総会の議事は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決するものとする。

(5) その他

(1)から(4)までのほか、議事録、招集通知、総社員の同意による招集手続の省略、書面による決議、臨時社員総会の招集、社員総会の決議取消しの訴え並びに決議不存在及び決議無効の確認の訴え等について、所要の規定を整備するものとする。

2 理事

(1) 理事の選任

法人には、1人又は数人の理事を置かなければならないものとする。

理事は、社員総会において選任するものとする。

(2) 理事の任期

理事の任期は、2年とするものとする。

最初の理事の任期は、1年とするほか、定款による任期の短縮、又は、本文の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することを妨げないものとする。

(3) 理事の解任

理事は、社員総会の決議によって解任することができるものとする。

少数社員による理事の解任の請求

理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、一定の期間内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができるものとする。

(4) 法人との関係

法人と理事との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

- 1 理事は、法人に対し、善管注意義務を負う(民法第644条)。
- 2 理事は、法人に対し、いわゆる忠実義務を負うものであることを明らかにするべきかどうかについて、検討する。

(5) 業務の執行

理事は、法人の業務を執行するものとする。

- 1 理事が数人あるときは、法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定したところに従うものとする。
- 2 法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の特別決議(後記六、2[本資料20頁参照])によらなければならないものとする。

(6) 法人の代表

理事は、法人を代表するものとする。

理事が数人あるときは、各自法人を代表するものとする。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該法人を代表すべき者を定めることができるものとする。

- 1 法人を代表する理事は、法人の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものとする。
- 2 理事の代表権の制限について、民法第54条に相当する規定を置くものとする。

(7) 法人との取引

理事が法人の財産を譲り受け、法人に対して自己の財産を譲り渡し、法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならないものとし、法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とするものとする。

1 上記の理事又は法人を代表して上記の取引をしようとする理事は、上記の社員総会において、上記の取引についての重要な事実を開示しなければならないものとする。

2 上記の承認の決議は、後記六、2(本資料20頁参照)に定めるところにより行わなければならないものとするほか、所要の規定を整備するものとする。

(8) 法人に対する責任

理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、法人に対し、連帯して、当該行為により法人が受けた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

1 理事の法人に対する責任の性質は、債務不履行責任(過失責任)である。また、理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができないものとする(中間法人法第47条第4項、商法第266条第5項参照)。

2 責任の制限に関する規定のあり方について、非営利法人WG資料23に基づき検討する。

(9) 第三者に対する責任

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(10) 代表訴訟

社員が法人に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したにもかかわらず、一定期間内に法人が当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、法人のために、当該訴えを提起することができるものとする。

1 上記期間の経過により法人に回復することができない損害が生ず

るおそれがある場合には、社員は、直ちに上記訴えを提起することができるものとするほか、所要の規定を整備するものとする。

2 代表訴訟に一定の制限を設けることの可否について、法制審議会会社法(現代化関係)部会で検討中の株主代表訴訟の制限のあり方と整合させる方向で検討する。

(11) 社員の差止請求権

社員は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、法人のため、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

(12) その他

理事の報酬、欠格事由等について、所要の規定を整備するものとする。

3 監事

(1) 監事の設置

法人は、定款の定めるところにより、1人又は数人の監事を置くことができるものとする。

監事は、社員総会において選任するものとする。

(2) 監事の任期

監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするものとする。

最初の監事及び補欠として選任された監事の任期について、所要の規定を整備するものとする。

(3) 監事の解任

監事は、社員総会の決議によって解任することができるものとする。

る。

少数社員による監事の解任の請求について、前記 2、(3)、 の規律を準用するものとする。

(4) 監事の職務及び権限

職務

監事は、法人の業務(会計に関する事項を含む。)を監査するものとする。

業務監査の実効性を確保する権限等

業務監査の実効性を確保する権限を定めるものとする。

具体的な権限及び任務として次の事項を定めるものとする。

ア 事業の遂行状況に関する報告徴収権及び調査権

監事は、理事及び法人の使用人に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査することができるものとする。

イ 調査義務及び報告義務

監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならないものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、社員総会において、調査の結果を報告しなければならないものとする。

ウ 意見陳述権

監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は監事の報酬について意見を述べるものとする。

エ 社員総会への報告義務及び社員総会招集権

監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、社員総会において、その旨を報告しなければならないものとする。この報告をするため必要があるときは、監事は、

社員総会を招集することができるものとする。

オ 差止請求権

監事は、理事が前記エの行為をし、又は当該行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする。

(5) 法人に対する責任

監事はその任務を怠ったときは、当該監事は、法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

責任の制限に関する規定のあり方について、非営利法人WG資料23に基づき検討する。

(6) 第三者に対する責任

監事はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(7) 代表訴訟

前記2(10)の規律を準用するものとする。

(8) その他

理事との兼任禁止、法人との関係、報酬、欠格事由、監査費用等について、所要の規定を整備するものとする。

四 計算等

1 計算書類の作成及び承認

理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、当該計算書類を定時社員総会に提出し、その承認を求めなければならないものとする。

作成が義務付けられる計算書類の範囲について、検討する。

2 計算書類の監査

監事が置かれているときは、理事は、1の書類について監事の監査を受けなければならないものとし、監事は、監査報告書を作成し、理事に提出しなければならないものとする。

理事の監事に対する計算書類の提出期限、監事の理事に対する監査報告書の提出期限に関する規律を設けるものとする。

3 計算書類等の開示

(1) 計算書類の備置

法人は、1の書類(監事が置かれている場合には、2の監査報告書を含む。以下同じ。)を、所定の期間、主たる事務所等に備え置かなければならないものとする。

(2) 計算書類の閲覧又は謄抄本の交付請求

社員及び法人の債権者は、当該法人が業務を行うべき時間内に限り、当該法人に対し、1の書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができるものとする。

(3) 決算公告

法人の理事は、事業年度毎に社員総会の承認を得た貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代えて、貸借対照表に記載された情報をインターネット上のウェブサイトに表示しなければならないものとする。

1 法人にあっては、主務官庁による監督及び設立時の財産保有規制がなく(前記一、5[本資料5頁]参照)、また、法人の社員は法人の債権者に対して責任を負わない(前記二、2、1[本資料6頁]参照)のであるから、事業年度毎の決算公告を義務付けることにより、法人の財務状況を一般的に開示させることが相当である。

なお、法制審議会会社法(現代化関係)部会においても、株式会

社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならないものとする方向で検討されている。

2 決算公告の具体的な方法については、定款で定めた公告の方法(前記一、2、[本資料4頁]参照)によるものとし、法律上の制限(例えば、商法第166条第5項等)は設けないものとする。したがって、例えば、官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊紙への掲載又は事務所の掲示場における掲示等、社員その他の利害関係人に周知するのに適した方法(平成14年1月15日民商第85号法務省民事局長通達参照)のうち、当該法人に則した方法を定款で定めれば足りる。

4 定款等の開示

(1) 定款等の備置

法人は、次の書類を、所定の場所(主たる事務所等)に備え置かなければならないものとする。

定款

社員名簿

社員総会の議事録

書面等による決議がされた場合に作成すべき書面等

(2) 定款等の閲覧又は謄写の請求

__ 社員は、当該法人が業務を行うべき時間内に限り、当該法人に対し、前記(1)の書類の閲覧又は謄写を請求することができるものとする。

ア 法人の債権者が、(定款)の閲覧又は謄写の請求をする場合については、と同様とする。

イ 法人の債権者は、その権利を行使するために必要があるときは、前記(1) (社員名簿)、及び (社員総会議事録等)の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする方向で検討する。

5 社員の帳簿閲覧権

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、法人の会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする。

前記1、の作成が義務付けられる計算書類の範囲によらないものとする。

6 検査役による調査

法人の事業の遂行に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると疑うに足りる事由があるときは、総社員の10分の1以上を有する社員は、当該法人の事業及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求することができるものとする。

五 拠出金 (仮称)

1 法人は、定款の定めるところにより、社員又は第三者に対し、拠出金の拠出を求めることができるものとする。

1 拠出金とは、定款の定めるところにより、社員又は第三者から法人に対して拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して後記の規律及び法人と当該拠出者との合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものをいうものとする。

2 拠出金は、法人の非営利性を維持しつつ、その活動の原資となる資金の調達手段を設けるとともに、法人の財産的基礎の維持を図る制度と位置づけるものとする。

3 設立中の法人であっても、拠出金の拠出を求めることができるものとする。

2 拠出金の募集、割当て及び払込み等

(1) 拠出金の募集

理事は、拠出金の総額、払込期日及び払込取扱場所を定め、そ

の募集をするものとする。

1 金銭以外の財産を拠出金の目的として拠出する場合（以下「現物拠出」という。）には、現物拠出をする者の氏名又は名称、現物拠出財産及びその価格を理事が決定するものとする（商法第280条ノ2第1項参照）。

2 拠出金の募集の手續として、理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、拠出金の拠出の申込みは、この用紙に拠出しようとする額を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならないものとする方向で検討する。

定款の絶対的記載事項及び相対的記載事項

拠出金の募集に当たり、理事が決定した事項（拠出金の総額、払込取扱場所、払込期日、現物拠出をする者の氏名又は名称、現物拠出財産及びその価格）

定款において解散事由を定めたときは、当該事由

設立中に拠出金の募集をするときは、定款認証の年月日及び当該認証をした公証人の氏名

3 現物拠出の方式として、現物拠出者は、前記 2の事項（のうち、払込取扱場所を除く。）を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならないものとする方向で検討する。

4 2、3の趣旨は、拠出金の拠出をしようとする者に対して、法人に関する基本的な情報を事前に開示し、拠出金の拠出に関する意思表示の明確を期すという点にある（中間法人法第11条第2項、第14条第2項及び第4項）。

(2) 拠出金の割当て

理事は、拠出金の拠出の申込みをした者について、拠出すべき金額を割り当てるものとする。

理事が定めた拠出金の総額を超える拠出の申込みがあった場合には、拠出金の総額を変更した上、拠出金の割当てをすることができる

ものとする。

(3) 抛出金の払込み

抛出金について抛出者が確定したときは、(2)により抛出すべき抛出金の額の割当てを受けた者は、前記(1)の払込期日までに、当該割当額の払込みをしなければならないものとする。

1 上記の払込期日まで抛出金の払込み又は現物抛出財産の給付がない場合には、抛出者はその権利を失うものとする (商法第179条第2項、第280条ノ9第2項参照)。

2 抛出金の払込みは、(1)の払込取扱場所においてしなければならないものとする。

3 現物抛出の調査

理事は、現物抛出に係る事項の調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならないものとする。

現物抛出財産の価格が少額 (例えば、500万円以下)である場合には、検査役の選任を不要とする特例を設けるものとする。

4 財産価格てん補責任

現物抛出財産の価格が理事の決定した価格に著しく不足するときは、理事は、法人に対し、当該不足額を弁済する責めに任ずるものとする。

現物抛出に係る事項について、検査役の調査を経たときは、本文の規律にかかわらず、当該現物抛出に係る事項を決定した理事のうち、現物抛出者でないものは、現物抛出財産について本文の義務を負わないものとする。

5 抛出金の返還の要件

抛出金の抛出をした者は、抛出額の限度でその返還を受けることができるものとする。

- 1 拠出金の返還は、 定時社員総会の決議に基づき、かつ、 毎事業年度末の貸借対照表に基づき剰余金として処分可能な額の範囲内で行わなければならないものとする。
- 2 前記 1 の規律に違反して拠出金の返還がされた場合、法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を法人に対して返還することを請求することができるものとする。
- 3 拠出金の返還に係る債権には、利息を付することができないものとする。
- 4 拠出金が返還される場合には、返還される拠出金に相当する金額が積み立てられるものとし、この積立金は、取り崩すことができないものとする。
- 5 法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする拠出金の返還に係る債権を取得することができないものとしてはどうか。

合併又は他の法人の営業若しくは事業の全部の譲受けによる場合

法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

また、法人が上記、 の場合に債権を取得したときは、混同(民法第520条本文)の例外として、当該債権は消滅しないものとし、この場合においては、法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならないものとしてはどうか。

六 定款の変更

1 定款の変更の方法

定款を変更するには、社員総会の決議を要するものとする。

2 決議要件

1の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成によらなければならないものとする。

七 解散

1 解散事由

(1) 法人は、定款に定めた事由の発生、社員総会の決議、合併、社員が欠けたこと、破産手続開始の決定、解散を命ずる裁判によって解散するものとする。

(2) (1) の決議は、前記六、2 に定めるところにより行わなければならないものとする。

(1) 又は の場合においては、社員総会の決議により、法人を継続することができるものとし、当該社員総会の決議は、前記六、2 に定めるところにより行わなければならないものとする。

2 解散を求める訴え

総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、法人の解散を求める訴えを提起することができるものとする。

中間法人法第83条の規定に相当する規律を置くものとする。

八 合併

法人の合併について、所要の規定を整備するものとする。

組織変更手続の要否について、検討する。

九 清算

1 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、定款又は社員総会の決議によって定めるものとする。

1 上記の規律のほかに、当該定款又は社員総会の決議の内容として、残余財産を社員に帰属させることを制限(禁止)する法人類型を別途設けるべきであるとの指摘がある。しかしながら、法人法制上、公益性を要件としない法人において、上記の指摘にかかる類型を別途設ける制度的

な理由はどのような点にあるか、また、仮に、当該定款又は社員総会の決議の内容に制限を設けたとしても、準則主義の下で当該制限の実効性を確保することができるのかなどの点を踏まえ、検討する。

2 主な法人における残余財産の帰属に関する規律は、非営利法人WG参考資料9のとおり。

2 拠出金の返還に係る債務の弁済の順序

法人の清算時における拠出金の返還に係る債務の弁済は、その余の法人の債務が弁済された後でなければ、することができないものとする。

拠出金の拠出がされた法人における残余財産とは、債務（拠出金の返還に係る債務を含む。）を完済した解散後の法人の残存する財産をいうものとする。

3 その他

以上のほか、法人の清算に関して所要の規定を整備するものとする。

第四 財団形態の法人

（注1）公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設する意義、理念として、次の指摘がある。

公益性の有無に関わらず、一定の設立者意思に従った活動が制度的に尊重されるタイプの法人制度を設けることに意義がある（社団形態の法人制度のほか、財団形態の法人制度を設ける意義）。

法人格の付与と公益性の判断を分離するという基本的な枠組みを前提とすると、財団形態の法人についても、公益性の有無に関わらず、法人格を付与する制度の創設が必要となる（公益性を要件としない財団形態の法人制度を設ける意義）。

人々の結合体ではなく、一定の目的のために提供された財産に法人格を与えることに意味があり、かつ、このことは当該目的に公益性が認められる場合に限

定されないと考えられる（とを併せた意義）。

（注2）公益性を要件としない財団形態の法人を広く認めた場合の懸念として、次の指摘がある。

家産の承継を目的とする財団（家族世襲財団）の設立が可能となり、現行の相続法秩序と抵触するおそれが生じるのではないか。

公益でない目的の下に財産が固定化するおそれや財の効率的な活用が阻害されるおそれが生じるのではないか。

債権者（一般債権者、租税債権者）を害する目的等で財団が設立されるなど、法人格の不正利用のおそれが生じやすくなるのではないか。

（注3）財団形態の法人においては、社員が存在しないため、「営利（剰余金を社員に分配すること）を目的とするか否か」という意味での「営利」、「非営利」の区別はない。ただし、「非営利」の意味とは別に、財団形態の法人において、その対外的活動によって得た利益を設立者（財産の出えん者を意味する。以下同じ。）等に帰属させることを目的としてはならないものとするものの当否（後記一、2、1、B案（一定の制限）のア [本資料 24頁] 及び七、1、 [本資料 34頁] 参照）について、検討する。

一 設立

1 寄附行為（設立行為）

財団形態の法人（以下、「第四 財団形態の法人」において、「法人」という。）を設立しようとする者は、法人の設立を目的とする寄附行為（設立行為）をもって、財団を構成する財産を出えんし、かつ、法人の寄附行為（根本規則）を作成しなければならないものとする。

1 寄附行為（根本規則）には、後記 2の事項を記載し、法人を設立しようとする者が署名しなければならないものとする。

2 現行民法の解釈として、「寄附行為」には、上記の「設立行為」と「根本規則」の二つの意味があると解されている。

3 上記の「寄附行為（根本規則）」を「定款」あるいは「根本規則」等と改めることの当否について、どう考えるか（社会福祉法第 31条、更生保護事業法第 10条参照）

4 法人を設立しようとする者は、財団を構成する財産を自ら出えんしな

ければならないものとするが、後記4の最低保有財産(300万円)全額を自ら出せんする必要はないものとする。

2 寄附行為(根本規則を指す。以下同じ)記載事項

目的(事業)、名称、設立者の氏名又は名称及び住所、設立当初における財産、設立当初の評議員、理事及び監事の氏名及び住所、主たる事務所の所在地、事業年度、公告の方法を寄附行為の必要的記載事項とするものとする。

1 目的及び事業に関する制限の要否

次の2案について、引き続き検討する。

A案 公序良俗に反しない限り、制限を設けないものとする。

B案 公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設けるものとする。

(一定の制限の例)

ア もっぱら私益(例えば、法人の設立者及びその相続人又は個人の経済的利益)を図る目的であってはならないものとする。

イ 主として収益事業を行ってはならないものとする。

ウ 広い意味での公益(例えば、同窓会のための財団などを含む。)を目的とするものでなければならぬものとする。

(一定の制限を実効あらしめるための方策)

ア 理事が上記の一定の制限に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合、監事及び評議員に差止請求権を認める。

イ 法人の活動が上記の一定の制限に違反することを原因として、評議員が法人の解散を求める訴えを提起することができるものとすることの可否について、検討する。

2 寄附行為記載事項の詳細については、なお検討する。

3 設立当初における財産を寄附行為に記載させる趣旨(本文)は、設立者の責任財産から法人に移転した財産等、法人の基礎となる財産を明確にするためである(民法第51条参照。)

3 寄附行為の認証

寄附行為は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないも

のとする。

4 最低保有財産規制

法人は、設立時及び存続中において、300万円以上の純資産を保有しなければならないものとする方向で検討する。

1 一定の目的のために提供された財産に法人格を認め、当該財産の利用による目的事業を遂行するためには、設立時及び存続中において、一定規模以上の財産を備える必要がある、また、仮に、何ら下限を設けないとすると、法人格の濫用的な取得のおそれが高まるものと考えられる。

2 保有すべき財産の種類については、法律上の制限を設けないものとする。

3 設立当初における財産として金銭が出えんされる場合、その払込みの方法、払込取扱場所等に関する規律を設けることとする方向で検討する。

5 設立の登記

目的(事業)、名称、主たる事務所及び従たる事務所、寄附行為において解散事由を定めたときは、当該事由、公告の方法、理事及び監事の氏名及び住所、代表理事の氏名を登記事項とするものとする。

登記事項の詳細については、なお検討する。

二 管理

1 評議員会

(1) 評議員会の設置

評議員を3名以上置き、評議員会を構成するものとする。

(2) 評議員会の権限

評議員会は、法律 又は寄附行為・設立時の寄附行為]で定め

る事項に限り、決議をすることができるものとする。

1 評議員会の決議を要する事項として法律に定める事項

理事、監事の選任、解任

計算書類の承認

寄附行為の変更

合併の承認

2 評議員会と理事・理事会の権限分配に関する考え方

評議員会を諮問機関と位置づけ、前記 1、 から までの事項について理事会が最終決定を行うとすると、次の問題があって相当でない。被選者と選任権者が一致し、また、監査者を被監査者が選ぶことになる、計算書類の作成者が当該書類の承認、確定権限を持つ、寄附行為に拘束される者が寄附行為自体を変更できることになる、法人の存続を左右する事項を、法人の存続を前提とした活動を委ねられた者が決定することになる。

他方、評議員会は、財団の設立者(寄附行為を行った者)のものではないので、社団における社員総会のような最高・万能の機関と位置づけることも相当でない。

そこで、上記の問題を回避し、法人の適正なガバナンスを確立するため、前記 1、 から までの事項 及び寄附行為・設立時の寄附行為で定められた事項に限っては、理事会以外の機関(評議員会)が決定するものとするのが相当である。

(3) 招集

評議員会は、原則として、理事会の決議に基づき、理事が招集するものとする。

理事会の決議によらずに評議員会を招集できる場合について、検討する。

理事は、毎年 1回、一定の時期に定時評議員会を招集しなければならないものとする。

前記(2)、 1、 (計算書類の承認)を行うものとする(後記三、1
[本資料31頁]参照)。

(4) 決議方法

評議員会の議事は、総評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数で決するものとする。

評議員会の決議方法について、寄附行為で別段の定めをすることの当否について、検討する(商法第260条ノ2参照)。

(5) その他

(1)から(4)までのほか、議事録、招集通知、書面による決議、臨時評議員会の招集等について、所要の規定を整備する方向で検討するものとする。

2 評議員

(1) 選解任

評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする方向で検討する。

評議員会の権限が強くなり過ぎるのではないかとの懸念について
評議員会に求められる役割(前記1、(2)、 2)からすると、現行の財団法人のように理事会が評議員を選任することは相当でない。

また、評議員会は、前記1、(2)のとおり、法律又は寄附行為・設立時の寄附行為に定められた権限のみを行使する機関であって、理事・理事会からの独立性が確保されたとしても、社員総会のような万能の機関となるわけではない。

(2) 兼任禁止

評議員は、理事又は監事を兼ねてはならないものとする。

(3) 任期等

任期、欠格事由、法人との関係等について、所要の規定を整備する方向で検討する。

(4) その他

以上のほか、評議員に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

3 理事及び理事会

(1) 理事及び理事会の設置

理事を3人以上置き、理事会を構成するものとする。

(2) 理事の選解任

評議員会の決議によるものとする。

理事の解任事由を法定し、当該事由がなければ解任の決議はできないものとするものの可否について、どう考えるか。

(3) 任期

理事の任期は、2年とするものとする。

(4) 法人との関係

法人と理事との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

理事の善管注意義務、忠実義務については、前記第三、三、2、(4)、1及び2(本資料10頁参照)と同じ。

(5) 業務執行の意思決定及びその執行

法人の業務執行の意思決定は、理事会が行うものとし、その執行は、次の理事が行うものとする。

代表理事

理事会の決議により法人の業務を執行する者として指名さ

れ、その指名を受諾した理事

理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数で決するものとする。また、理事会の決議方法について、寄附行為で別段の定めをすることの当否について、検討する(商法第260条ノ2参照)。

(6) 代表理事

法人は、理事会の決議により法人を代表すべき理事を選任しなければならないものとする。

代表理事の権限及び代表権の制限については、前記第三、三、2、(6)、 1及び 2と同じ(本資料10頁参照)。

(7) 法人に対する責任

理事が法令又は寄附行為に違反する行為をしたときは、当該理事は、法人に対し、連帯して、当該行為により法人が受けた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

1 理事の法人に対する責任の性質については、前記第三、三、2、(8)、 1と同じ(本資料11頁参照)。

2 責任の制限に関する規定の要否、要とする場合の規律のあり方について、非営利法人WG資料23に基づき検討する。

(8) 第三者に対する責任

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(9) その他

理事の報酬、欠格事由、法人との取引等について、所要の規定を整備する方向で検討するほか、理事及び理事会に関してどのよ

うな規定が必要であるかについて、なお検討する。

4 監事

(1) 監事の設置

法人は、監事を 1人又は数人置かなければならないものとする。
監事の選解任は、評議員会の議決によるものとする。

(2) 監事の任期

監事の任期は、就任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするものとする。

最初の監事及び補欠として選任された監事の任期については、前記第三、三、3、(2)、と同じ(本資料 12頁参照)。

(3) 監事の職務及び権限

監事は、法人の業務(会計に関する事項を含む)を監査するものとする。

業務監査の実効性を確保するため、監事に前記第三、三、3、(4)の権限(ア～オ)を付与するものとする(本資料 13頁参照)。この場合において、「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとする。

(4) 法人に対する責任

監事が法令又は寄附行為に違反する行為をしたときは、当該監事は、法人に対し、連帯して、当該行為により法人が受けた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

責任の制限に関する規定の要否、要とする場合の規律のあり方について、非営利法人WG資料 23に基づき検討する。

(5) 第三者に対する責任

監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(6) その他

理事との兼職禁止、法人との関係、報酬、欠格事由、監査費用等について所要の規定を整備する方向で検討するほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

三 計算等

1 計算書類の作成及び承認

理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、当該計算書類を定時評議員会に提出し、その承認を求めなければならないものとする。

作成すべき計算書類の範囲については、前記第三、四、1、と同じ(本資料14頁参照)。

2 計算書類の監査

理事は、定時評議員会前に、1の書類について監事の監査を受けなければならないものとし、監事は、監査報告書を作成し、理事に提出しなければならないものとする。

計算書類及び監査報告書の提出期限に関する規律については、前記第三、四、2、と同じ(本資料15頁参照)。

3 計算書類等の開示

(1) 計算書類の備置

法人は、1の書類(2の監査報告書を含む。以下同じ)を、所定の期間、主たる事務所等に備え置かなければならないものとする。

(2) 計算書類の閲覧又は謄抄本の交付請求

評議員及び法人の債権者は、当該法人が業務を行うべき時間内に限り、当該法人に対し、1の書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができるものとする。

(3) 決算公告

法人の理事は、事業年度毎に評議員会の承認を得た貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代えて、貸借対照表に記載された情報をインターネット上のウェブサイトに表示しなければならないものとする方向で検討する。

前記第三、四、3、(3)、1及び2と同じ(本資料15頁参照)。

4 寄附行為等の開示

寄附行為、評議員会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、所要の規定を整備するものとする。

1 評議員は、寄附行為、評議員会の議事録等の閲覧又は謄写を請求できるものとする。

2 法人の債権者は、寄附行為の閲覧又は謄写を請求できるものとする。他方、評議員会の議事録等の閲覧又は謄写の請求については、どう考えるか。社団形態の法人における規律と同様と考えてよいか。

3 検査役による調査

法人の事業の遂行に関し不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があると疑うに足りる事由があるときは、評議員は、当該法人の事業及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求することができるものとする。

四 寄附行為の変更

1 変更の可否

寄附行為の変更をすることができるものとする。

2 変更の要件に関する規律

A案 寄附行為の変更に関する規律を法定する。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為は、評議員会の特別多数 (例えば、総評議員の3分の2以上の同意)により、変更することができるものとする。

B案 寄附行為の変更に関する規定を寄附行為の必要的記載事項とする。

例えば、次のような規律が考えられるのではないか。

寄附行為には、寄附行為の変更に関する規定を置かなければならないものとする。

の規定を置く場合には、変更の要件、その限界についても定めなければならないものとする。

五 解散

1 解散事由

法人は、寄附行為に定めた事由の発生、法人の目的である事業の成功又はその成功の不能、破産手続開始の決定、解散を命ずる裁判によって解散するものとする。

1 評議員会等の決議による解散 (いわゆる任意解散)については、法定の解散事由としないものとする。

2 を法定の解散事由とするべきか。

3 法人の純資産の額が前記一、4 (本資料25頁参照)の最低保有財産額を下回った場合において、一定の期間内 (例えば、翌事業年度の決算期まで)に純資産の額を最低保有財産額以上とすることができなかつたときは、法人は解散するものとする方向で検討する。

2 解散を求める訴え

評議員は、法人の解散を求める訴えを提起することができるものとすることの当否について、検討する。

1 中間法人法第83条第2項各号に掲げる事情がある場合のほか、前記一、2、1(一定の制限を実効あらしめるための方策)イ(本資料24頁)を原因とすることの当否についてどう考えるか。

2 評議員のほか、理事及び監事が解散を求める訴えを提起することができるものとすることの当否についてどう考えるか。

3 その他

以上のほか、法人の解散に関してどのような規定が必要であるかについて、なお検討する。

六 合併

法人の合併について、所要の規定を整備するものとする。

組織変更手続の要否について、検討する。

七 清算

1 残余財産の帰属

残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとする。

寄附行為で定める内容について制限を設けるべきか。例えば、次のような制限を設けることの当否について、どう考えるか。

A案 設立者には、残余財産を出えん額の限度で帰属させることは妨げないが、出えん額を超えて帰属させてはならないものとする。

B案 設立者には、出えん額を含め、残余財産を帰属させることはできないものとする。

2 その他

以上のほか、法人の清算に関してどのような規定が必要であるか

ついて、なお検討する。

八 その他

以上のほか、法人の規律として、社団形態の法人の規律とは別に検討すべき事項の有無について、引き続き検討する。

第五 大規模な法人に関する特例

大規模な法人(例えば、拠出金(財団形態の法人にあつては純資産)の総額が5億円以上又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の法人)について、会計監査人の監査を義務付ける方向で検討する。

- 1 社団形態、財団形態の別を問わず適用があるものとする。
- 2 会計監査人による監査が義務付けられる社団にあつては、監事を設置しなければならないものとする。
- 3 以上のほか、会計監査人の監査を義務付ける場合に必要となる規律の詳細については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律における規律を参考としつつ、なお検討する。

第六 経過措置等

一 移行に関する経過措置

1 公益法人が非営利法人に移行する場合

公益法人から非営利法人(公益性のある非営利法人を含む。)への移行については、公益性を取り扱う仕組みの中で検討される(第20回公益法人制度改革に関する有識者会議資料3,4参照)。

2 中間法人が非営利法人に移行する場合

(1) 有限責任中間法人が非営利法人に移行する場合の経過措置に関する次の考え方のうち、いずれの考え方が適切か。また、他の考え方があるか。

A案 新法施行の際現に存する有限責任中間法人は、新法により設立された非営利法人とみなすものとする。

1 基金を拠出金とみなす等の所要の措置を講ずるものとする。

2 有限責任中間法人が非営利法人への移行を希望しない場合であっても、当該有限責任中間法人が自ら解散しない限り、非営利法人に移行するものとする。

B案 新法施行の際現に存する有限責任中間法人は、所定の期間内に、その組織を変更して非営利法人となることができるものとする。

1 組織変更の手續として、次のような規律が考えられるが、どうか。

有限責任中間法人の社員総会は、非営利法人への組織変更を決議することができるものとする。

組織変更の決議においては、非営利法人の定款その他組織変更に必要な事項を定めなければならないものとする。

組織変更の決議要件は、中間法人法における定款変更の決議要件に準じるものとする。

組織変更を行うには、債権者保護手續を経ることを要するものとする。

組織変更の効力は、組織変更の登記を行うことによって生じるものとする。

2 非営利法人への移行を希望しない有限責任中間法人の取扱いに関する次の考え方のうち、いずれの考え方が適当か。また、他の考え方があるか。

甲案 本文の所定期間内に組織変更の登記をしなかった場合、当該有限責任中間法人は所定期間経過時に解散したものとみなすものとする。

乙案 組織変更の登記をしない有限責任中間法人に関する

る事項については、中間法人法の規定は、なお効力を有するものとする。

(2) 無限責任中間法人からの移行

新法に無限責任タイプを設けない場合

新法施行の際現に存する無限責任中間法人は、所定の期間内に、その組織を変更して非営利法人となることができるものとする。

1 組織変更の手續として、次のような規律が考えられるが、どうか。

無限責任中間法人は、総社員の同意により、非営利法人の定款その他組織変更に必要な事項を定め、非営利法人に組織を変更することができるものとする

組織変更を行うには、債権者保護手續を経ることを要するものとする。

組織変更の効力は、組織変更の登記を行うことによって生じるものとする。

2 非営利法人への移行を希望しない無限責任中間法人の取扱いに関する次の考え方のうち、いずれの考え方が適切か。

また、他の考え方があるか。

甲案 本文の所定期間内に組織変更の登記をしなかった場合、当該無限責任中間法人は所定期間経過時に解散したものとみなすものとする。

乙案 組織変更の登記をしない無限責任中間法人に関する事項については、中間法人法の規定は、なお効力を有するものとする。

新法に無限責任タイプを設ける場合

前記(1)に準じた経過措置の検討が必要となる。

二 関連規定の整備

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

(以上)